

戦後日米関係を背景とした硫黄島戦没者 遺骨収集事業の変遷

真崎 翔（名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院）

要 約

「戦後 70 年」が喧伝される 2015 年において、今なお戦後を迎えられているとは言えない人々がいる。戦没者の遺骨を故郷に迎えられないでいる戦没者遺族らである。このような現状に鑑み、本稿は特に硫黄島における戦没者遺骨収集事業の変遷について戦後の日米の安全保障関係の文脈で考察するものである。本稿は、硫黄島の軍事基地利用が遺骨収集事業の進捗を妨げている大きな要因の一つであると結論付ける。

I. はじめに

2015 年 4 月 29 日（米国東部時間）、安倍晋三内閣総理大臣が、日本人として初めて米国連邦議会上下両院合同会議において演説する機会を得た。演説の題目は、「希望の同盟へ」である。安倍首相はその演説の「かつての敵、今の友」と題された箇所において「硫黄島の戦い」に言及した。なお、「硫黄島の戦い」という呼称は、米国からの視点に立つものである。米国では一般的に、「硫黄島の戦い」を 1945 年 2 月 19 日の D デイ、つまり上陸日に始まり同年 3 月 26 日に終結した硫黄島における日本との戦闘と定義している。しかし、実際には「硫黄島の戦い」の前後にも、多くの日本人が戦争に起因する原因により亡くなっている（秋草、2006）。そのため、硫黄島で亡くなった戦没者数と「硫黄島の戦い」で亡くなった戦没者数に齟齬があるのである。本稿では硫黄島における戦没者を「硫黄島の戦い」における戦没者と限定しないため、「硫黄島の戦い」を鍵括弧で表記する。安倍首相は「硫黄島の戦い」に関し、次のように述べた（外務省、2015）。

「みなさま、いまギャラリーに、ローレンス・スノーデン海兵隊中將がお座りです。70 年前の 2 月、23 歳の海兵隊大尉として中隊を率い、硫黄島に上陸した方です。近年、中將は、硫黄島で開く日米合同の慰霊祭にしばしば参加してこられました。こう、仰っています。『硫黄島には、勝利を祝うため行ったのではない、行っているのでもない。その厳かなる目的は、双方の戦死者を追悼し、榮譽を称えることだ』。もうおひと

かた、中将の隣にいるのは、新藤義孝国会議員。かつて私の内閣で閣僚を務めた方ですが、この方のお祖父さんこそ、勇猛がいまに伝わる栗林忠道大将・硫黄島守備隊司令官でした。これを歴史の奇跡と呼ばずして、何をそう呼ぶべきでしょう。熾烈に戦い合った敵は、心の紐帯が結ぶ友になりました。スノーデン中将、和解の努力を尊く思います。ほんとうに、ありがとうございました。』

「硫黄島の戦い」が終結して 70 年以上が経過した。しかし、戦没者の遺骨の半数以上が、未だに硫黄島に眠っている。そのうえ、かつて硫黄島に居住していた島民に帰島の自由はない。「硫黄島の戦い」における日本側の正確な死傷者数を知ることは、ほとんど不可能である。なぜならば、硫黄島全域に張り巡らされた地下壕内部で死亡した人数が決して少なくないからである（秋草、2006）。米国側の推計では、およそ 18,300 名の日本人が死傷したとされ、他方で米国側の死傷者数は日本側の死傷者数を大きく上回る 26,038 名であった（Burrell, 2006）。

硫黄島は日本の領土である。しかしながら、未だ日本人が自由に上陸することは許されていない。また、上陸が制限されていることの当然の帰結として、1 万柱を超える遺骨ならびに膨大な遺品が、未だ収容されずにいる。本稿は、なぜ硫黄島がそのような運命を辿ることとなったかについて、米国に占領されていた当時の硫黄島の基地利用ならびに戦後の日本と米国の安全保障関係の緊密化を手掛かりに検討するものである。

II. 「硫黄島の戦い」

小笠原諸島の火山列島に属する硫黄島は、23.73 km² の面積（2014 年 10 月 1 日時点）という、決して大きな島ではない（国土交通省、2014）。その硫黄島をめぐる、なぜ日米は熾烈な戦闘を繰り広げることとなったのであろうか。米国には次の五つの作戦動機があったという（エルドリッチ、2003；梯、2005；ブラッドリー・パワーズ、2002）。一つ目は、硫黄島に展開する日本の守備隊からの抵抗を受けることなく、日本の本土を空襲するためであった。硫黄島に設置された日本のレーダーによって B-29 爆撃機の接近が感知されると、硫黄島の守備隊から反撃される恐れがあった。また、硫黄島から日本本土に B-29 が接近しているという警報が発令された場合、B-29 が日本本土沖で撃墜される恐れの高まることは避けられなかった。二つ目は、米軍機の不時着地を確保するためであった。日本による迎撃や反撃などにより破損した機体を安全な地に着陸させることは喫緊の課題であった。硫黄島を攻略すれば、上記の二つの問題が一挙に解決するのであった。三つ目は、硫黄島には滑走路があり、マリアナ海域の防衛に硫黄島の航空基地が必要であったためである。四

つ目は、その硫黄島航空基地を拠点として日本の主要都市を空襲するためであった。サイパンから東京までの約 2,600 km の距離を飛行するためには大量の燃料を要する。硫黄島はサイパン－東京間のおよそ中間地点に位置している。したがって、硫黄島から出撃することが可能になると、削減した燃料重量の分だけ多く弾薬を積むことができたのである。そして最後に、硫黄島は東京都の一部であるため、硫黄島の陥落が日本人に精神的打撃を与え、敗戦の近いことを思い知らせる効果があると考えられたためである。他方で、硫黄島を攻略されるということは、本土に対する米国による直接攻撃が激化するということをも日本にとって意味した。つまり、日米両国は、太平洋地域を舞台とする日米間の攻防の前線として硫黄島を捉えていたのである。

日本軍約 21,000 人に対し、米軍の上陸軍は約 60,000 人であった（厚生省社会援護局援護 50 年史編集委員会、1997、以下、厚生省とする）。栗林忠道中将は硫黄島へ赴任する前に、東条英機首相から「どうかアッツ島のようにやってくれ」と頼まれたという（梯、2005）。1943 年 5 月のアッツ島の戦いにおいて、日本兵は玉砕によりほぼ全滅していたため、それが事実であるならば東条は栗林に対して玉砕することを婉曲に勧告したに等しい（梯、2005）。硫黄島へ赴任すると、栗林は兵らに対して 6 項目からなる「敢闘の誓」を配布した。梯久美子によると、「敢闘の誓」は概ね以下の内容であった。

- 「一 我等は全力を振って守り抜かん。
- 二 我等は爆薬を抱いて敵の戦車にぶつかり之を粉碎せん。
- 三 我等は挺身敵中に斬込み敵を塵（みなごろ）しせん。
- 四 我等は一発必中の射撃に依って敵を撃ち仆（たお）さん。
- 五 我等は敵十人を斃（たお）さざれば死すとも死せず。
- 六 我等は最後の一人となるも『ゲリラ』に依って敵を悩まさん。」

「敢闘の誓」から、配属された守備隊、軍属および旧島民らにとって、硫黄島は生きる望みの絶たれた戦場であったということを窺い知ることができよう。

硫黄島における 36 日間の戦闘において、およそ 18,300 名の日本人が亡くなっている。よく知られているように、米国側にも甚大な死者を出した。ただし、地下壕でひっそりと絶命した日本兵の多かったことは対照的に、ロバート・エルドリッチ（2003）やジェイムズ・ブラッドリーおよびロン・パワーズ（2002）によると、ほとんどの場合、米兵は死後すぐに収容され、海兵隊により硫黄島に新設された墓地に埋葬されたという。戦後、1947 年から翌年にかけて、硫黄島内の海兵隊墓地は掘り返され、その後閉鎖された。そし

て米兵の遺体はハワイの太平洋国立記念共同墓地あるいは米国本土で遺体の帰還を待つ遺族のもとへ送られ、それぞれの故郷で改葬されたのである（エルドリッチ、2003；ブラッドリー・パワーズ、2002）。他方で、日本側の遺体がようやく遺族のもとへ帰還し始めるまで、戦闘終結からさらに十数年を要した。そして、全ての遺体が収容される目処は未だに立っていない。この対照的な状況はなぜ生じたのであろうか。そのことについて議論する前に、まずは遺骨収集の変遷について整理する必要がある。

Ⅲ. 占領期の硫黄島における遺骨収集事業

アジア・太平洋戦争等における戦没者の遺骨収集事業に取り組んできた厚生省社会・援護局の資料である『援護 50 年史』（1997）によると、アジア・太平洋戦争において、およそ 310 万人もの日本人が命を落としたという。さらに、厚生労働省が作成する「地域別戦没者遺骨収容概見図」によると、沖縄と硫黄島を含む日本の本土以外で亡くなった軍人および軍属等は約 240 万人である。つまり、全死者数の 80% 近くが本土から離れた地域で亡くなっていたのである。戦後の遺骨収集事業が多大な時間、費用ならびに労力をともなうものになったということは、この事実一つとっても想像に難くない。

表 1 で示すように、厚生労働省は沖縄における戦没者数を約 188,100 人と推計している。一方で、硫黄島における戦没者数を約 21,900 人と推計している。沖縄における戦没者数の約 99.5% にあたる 187,253 柱が、すでに収容されたとしている。次に北東アジアの近隣諸国に目を向けてみよう。国交のない北朝鮮の遺骨収容率こそ 37.6% と低いものの、中国、台湾および韓国においては収容率が軒並み 60% を超えている。ただし、台湾、北朝鮮、韓国および中国本土における戦没者概数は、遺骨収集の困難な海没者を含んでいる。海没者数を差し引くと、北朝鮮こそ 39.3% と低いものの、台湾、韓国および中国本土における収容率は 99% を超えている。したがって、陸上における戦没者の遺骨収集は、ほとんど完了していると言ってよい。他方で、硫黄島で収容された遺骨は、厚生労働省の把握している硫黄島における戦没者数全体の半数を下回る 10,378 柱（2016 年 2 月末日現在）に過ぎず、収容率は 47.4% である。北東アジア諸国における収容率と比べても、硫黄島における戦没者の遺骨収集はあまり進んでいないということが判る。沖縄と硫黄島を含む海外戦没者数の 53% にあたる約 1,273,000 柱がすでに収容されていることに鑑みると（厚生労働省「地域別戦没者遺骨収容概見図」、2016）、日本国の領土である硫黄島における遺骨収集事業の遅れが際立つ。2016 年 2 月末時点で、日本の領土である硫黄島において約 11,522 柱の遺骨が未収容であり（厚生労働省「国内における遺骨収容実施状況」、2016 年）、戦後 70 年を経てもなお硫黄島戦没者の肉親や知人が遺骨の帰還を待ち続けているという異常な事態が

表1 2016年2月末現在の遺骨収集状況

国・地域名	戦没者概数		収容遺骨概数		未収容遺骨概数		収容率 (%)	
硫黄島	21,900		10,378		11,522		47.4	
沖縄	188,100		187,253		847		99.5	
台湾	41,900		26,312		15,588		62.8	
北朝鮮	34,600		13,000		21,600		37.6	
韓国	18,900		12,402		6,498		65.6	
中国本土	465,700	711,100	438,468	477,775	27,232	233,325	94.2	67.2
中国東北部	245,400		39,307		206,093		16	

※ 表1は、厚生労働省「国内における遺骨収容実施状況（平成28年2月末現在）」『戦没者慰霊事業の実施』http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/dl/05.pdf（2016年4月3日確認）、厚生労働省「台湾、北朝鮮、韓国における遺骨収容実施状況（平成28年2月末現在）」『戦没者慰霊事業の実施』http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/dl/05.pdf（2016年4月3日確認）、厚生労働省「中国本土における遺骨収容実施状況（平成28年2月末現在）」『戦没者慰霊事業の実施』http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/dl/18.pdf（2016年4月3日確認）および厚生労働省「中国東北地方（ノモンハンを含む）における遺骨収容実施状況（平成28年2月末現在）」『戦没者慰霊事業の実施』http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/dl/03.pdf（2016年4月3日確認）を基に筆者が作成したものである。

※ 表1の収容率は、小数点第2位を四捨五入している。遺骨数の単位は柱である。

※ 台湾の戦没者概数には海没者約15,500名が含まれており、遺骨収集の困難な海没者数を差し引くと99.7%の収容率となる。同じく北朝鮮の海没者数約1,500名を差し引くと収容率39.3%であり、韓国の海没者数約6,500名を差し引くと収容率100%である。厚生労働省は、韓国を済州島および徳積諸島としている。

※ 厚生労働省は、中国を「中国本土」とノモンハンを含む「中国東北部」とに区別している。「中国本土」の戦没者概数には海没者23,500名が含まれており、遺骨収集の困難な海没者数を差し引くと99.2%の収容率となる。

常態化している。

『援護50年史』（1997）によると、海外戦没者の遺骨収集について本格的に国政レベルで取り上げたのは、「サンフランシスコ平和条約」が批准された1952年に開催された第13回国会であった。そして、1952年6月16日に、「海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議」が衆議院で採択されたのである。なお、日本政府は米国政府の承認を得て、1952年1月25日から3月3日まで、硫黄島に遺骨調査団を派遣し、予備調査を行っていた。この調査に基づき、同年10月23日に「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件」（1952）が閣議了解された。しかしながら、同史料によると、「15名以内の派遣団を編成する」という規模のものでしかなく、なおかつ遺骨の収集を行うのは「少数の労務者」に限られていた。この史料から、この派遣団がいわゆる南方八島とされる南鳥島、ウェーク島、サイパン島、テニアン島、グアム島、アンガウル島、

ペリリュー島ならびに硫黄島へ派遣されたということが判るが、硫黄島および中部太平洋の島々における戦没者数が約 268,900 名にものぼることに鑑みると（厚生労働省「地域別戦没者遺骨収容概見図」、2016）、この規模はあまりに小さすぎたと言わざるを得ない。こうした問題を抱えてはいたものの、以後、「南方八島遺骨収集」として、これらの島々で順次遺骨が収集されていくこととなった。

南方八島における遺骨収集は、1953 年 1 月 31 日に始まり、その年の 3 月 19 日まで続けられたということが『援護 50 年史』（1997）に記載されている。前年の調査から硫黄「島内いたるところに掘られた地下壕の中に当時のままのような状態の遺体が残されていた」ことが判明していたが、硫黄島における遺骨収集作業は 3 月 12 日のたった 1 日に限られた（厚生省、1997）。それでも北部の地獄谷等から 53 柱を収容することのできたことは、いかに硫黄島という狭い土地におびただしい数の遺骨が残されていたかを十分に示している。

派遣期間中、派遣員は「北部の激戦地であった」という理由から天山に「戦没日本人の碑」を建てて追悼式を挙行了（厚生省、1997）。摺鉢山山頂には、硫黄島の戦いにおける米国の勝利を誇る米国海兵隊の記念碑がそびえていた。その後、駐留米兵により散発的に行われた遺骨や遺留品の盗掘などを除いて（エルドリッジ、2003）、小笠原諸島が日本へ返還されるまで硫黄島において日本人戦没者の遺骨が収集されることはなかった。

IV. 核基地化された硫黄島

太平洋戦争終結の翌年である 1946 年に、米国において戦略空軍が発足した（山田、1979）。戦略空軍は核ミサイルを運搬する役割を担っており、米国の安全保障戦略において欠かせない要素であったと山田浩は指摘する。1946 年 3 月に、連合国最高司令官総司令部（GHQ）は欧米系島民とその配偶者のべ 129 名のみ小笠原へ帰還することを許した。ただし、再定住地は父島に限られた（ジョンソン、1989）。父島とは異なり、硫黄島はほぼ完全に外部から隔絶された島であった。そして 1950 年 1 月にディーン・アチソン国務長官が日本列島を米国の安全保障戦略における不後退防衛線であると披瀝したことによって（Department of State, 1950）、小笠原諸島は米国の軍事政策に組み込まれたのである。

1950 年 6 月に朝鮮戦争が勃発した。朝鮮半島は米国本土から遠く離れているため、兵站の中継地点が必要であった。極東空軍がその地に選んだのが、滑走路を有する硫黄島であった。1952 年 9 月 3 日付の星条旗新聞（Pacific Stars and Stripes）によると、朝鮮戦争中、硫黄島には極東空軍兵站部門が設置され、補給基地および後方支援基地とされたそうである。東西冷戦が極東において熱戦の様相を呈するにつれて、硫黄島は軍事基地としての重要性を増したのである。遺骨調査団による硫黄島における予備調査が行われたのは

1952年であり、まさに硫黄島の軍事機能が強化されていく過程のさなかであった。

1953年10月30日に、ドワイト・アイゼンハワー米大統領が、海外に展開する米軍基地に大量の核兵器を配備することで仮想敵国の核による先制攻撃を抑止することを骨子とする、「大量報復戦略」を採用した（“A Report to the National Security Council by the Executive Secretary on Basic National Security Policy, October 30, 1953”）。そして、戦略空軍が現実的な核攻撃の手段であった時代において、硫黄島が「大量報復戦略」における核配備拠点の一つであったことを示す米国の史料がすでに公開されている（“Standing Operating Procedure No. 1, November 1, 1956”）。1953年に実施された硫黄島における遺骨収集が一日だけしか許可されなかったのは、在硫黄島米軍基地がすでに米国の核戦略に組み込まれており、極めて高い機密性を要求されていたからであろう。

外部から隔絶された硫黄島の軍事基地としての機能を、米国は朝鮮戦争の停戦後も着実に強化していった。1954年3月には、第7艦隊が母島と硫黄島において対ソ戦を想定した大規模な訓練を実施した（*Pacific Stars and Stripes*, 1954）。翌1955年5月には、硫黄島に核シェルターが建設された（*Pacific Stars and Stripes*, 1955）。そして、その年の11月、小笠原諸島を核基地化したいという米軍部の要求をジョン・フォスター・ダレス国務長官が承認し、4ヶ月後の1956年2月に硫黄島に核兵器が配備された（真崎、2014a）。核兵器が配備された同じ月に、今度は聳島と硫黄島で再び大規模な訓練が実施され、その一環として聳島およびその海域に模擬核爆弾が投下された（*Pacific Stars and Stripes*, February 15, 10, 1956）。

小笠原が返還された1968年の8月1日から9日にかけて硫黄島に派遣された遺骨調査団は、「戦闘中のアメリカ軍の砲爆撃、戦闘後におけるアメリカ軍の飛行場建設や戦場整理（戦闘直後及び昭和24年～昭和30年）及びロラン局の設置等によるほか、自然の地殻変動等により、同島の地形が往時とは一変して」（挿入原文）おり、「地下壕の半数は地形の変貌の際に埋没したほか、米軍によって危険防止のため爆破又は壕口閉塞が行われ」ていたと報告した（厚生省、1997）。2万名以上の遺骨が眠る島は、米国による占領期に、まるでその地に戦没者の遺骨や遺品など存在していないかのように、掘られ、埋められ、そして整地され、堅固な機密の核貯蔵基地とされたのである。硫黄島における基地の開発が、その後の遺骨収集活動をより一層困難にしたのである。

V. 「硫黄島分離返還」と遺骨収集事業の遅緩

ベトナム戦争の激化にともない日本人の間で反米軍基地感情が高まったという政治的な要因と、ポラリス・ミサイル搭載原子力潜水艦の就役および人工衛星の発達によって常設

ミサイル基地の有効性が低下したという軍事的な要因から、小笠原諸島の施政権を日本へ返還することが1967年頃から米国の政策立案者らの間で検討され始めた。そして1967年11月中旬に米国の首都ワシントンで行われた日米首脳会談を経て、日米が小笠原の早期返還に向けた交渉へ入ることが合意された。その後、1968年4月5日の東京における小笠原返還協定調印を経て、その年の6月26日に小笠原返還が実現したのである。

小笠原返還は、故郷への帰郷を待望してきた旧小笠原諸島民のみならず、硫黄島戦没者遺族らにとっても待ちわびた瞬間であったに違いない。遺骨収集をようやく本格的に再開することができるはずであったからである。しかし、そうはならなかった。『援護50年史』(1997)によると、1968年には、8月1日から9日までの約10日間しか収集活動が行われなかった。翌年1969年には6月10日から7月16日までの約1ヶ月強の一回である。1970年には2月5日から3月6日までの約1ヶ月弱と、5月26日から6月6日までの約10日間の2回実施されたのみである。1971年には1月25日から3月2日までの約5週間の調査が一度行われたきりである。

その後も、硫黄島における遺骨収集は緩徐に進んだ。まるで硫黄島が日本の国土になったということに疑わせる速度である。北硫黄島、硫黄島ならびに南硫黄島からなる硫黄列島には、1944年まで1,254人が暮らしていた(石原, 2011)。しかし、1968年6月に小笠原が全島一括返還された後も、旧硫黄諸島への帰島は許されなかった。施政権が日本へ返還されたにもかかわらず、硫黄島は返還前とほとんど変わらないような状況に置かれ、現在に至っている。小笠原諸島が世界遺産に登録されたことで、父島はますます活況である。他方で、硫黄島は世界遺産から除外され、今なお隔絶され続けている。こうした対照的な事態が生じた原因を、返還合意後の日米関係に照らして検討しよう。

小笠原返還に日米が合意したのは、1967年11月であった。しかし、米国には条件があった。核を貯蔵することができるという小笠原における米国の既得権を、返還後も保持することを望んだのである(真崎, 2014b)。そして、その既得権を認める内容の取り決め、いわゆる小笠原核「密約」が1968年4月5日の小笠原返還協定の調印式と時を前後して日米間で交わされ(真崎, 2014a)、小笠原は返還された。ただし、父島における核貯蔵が帰島民にとって周知の事実であったため(Norris *et al.*, 2000; 山口, 2005)、返還後も機密の核貯蔵施設として父島を利用することは現実的ではなかった。小笠原諸島において機密の核貯蔵基地としての機能を備える唯一の現実的な候補地は、硫黄島しかなかったのである。

「密約」を結ぶことが既定路線となってもなお、米国は硫黄島を引き続き核兵器の貯蔵施設として利用できるか不安視していた。なぜならば、小笠原返還が日米間で合意された翌月である1967年12月11日の第57回国会衆議院予算委員会において、佐藤栄作首相

が非核三原則を披瀝し、その原則が返還後の小笠原にも適用されると言明したからである。米国は、硫黄島への核貯蔵を二重に保証する必要に迫られた。硫黄島には、占領時からロランCの基地局が置かれていた。この施設は、表向きは米国海上警備隊のための天気局であると説明されたが、その重要な目的は潜水艦の活動を補佐する電波局であったという指摘がある（潮見ほか、1969）。佐藤首相が非核三原則を公言したことを受け、米軍部は緊急時の硫黄島への核再貯蔵を日本が拒む可能性があるとして、返還前のロランC基地に核兵器を秘密裡に搬入しておくことを企図した（“Bonins Land Retention, April 24, 1968”）。実際に核兵器が貯蔵されたことを示す証拠は見つかっていないものの、硫黄島が現実的な貯蔵候補地として米軍部の間で検討されていたことは間違いなかろう。返還後に一般人の自由な上陸を許すことは、そもそも返還交渉の段階から、日本政府にも米国政府にも想定されていなかったと考えられる。

さらに、1968年3月、核搭載可能なミサイルの試射施設を硫黄島に設置することについて、海上自衛隊国嶋清矩一佐と在日米国大使館防衛駐在官ローレンス・カーツ海軍大佐らの間で話し合われた（“Japan Defense Agency Plans for the Bonins, March 14, 1968”）。硫黄島から核ミサイルを発射することを想定していた可能性が高く、硫黄島が機密の核貯蔵施設として引き続き軍事利用されたことと辻褃が合う。なお、冷戦後にロランC基地の運用は廃止され、ロランタワーは撤去されたが、施設区域は今なお「硫黄島通信所」と名称を変え、引き続き米軍に提供されている（小笠原村、2016）。また、揚陸侵入海面として、硫黄島の西海岸沖および南海岸沖が「硫黄島通信所水域」という名称で米軍に提供されている（小笠原村、2016）。

なおかつ、硫黄島では本土において行なうことの難しい米空母艦載機による夜間離着陸訓練が、防衛省の地方支分部局である北関東防衛局の手厚い支援のもと、毎年実施されている（防衛省、2016）。北関東防衛局によると、硫黄島を滑走路として使用するという日米合意のもと、「硫黄島に灯火施設等滑走路関連施設、給油施設、宿舎及び倉庫等の施設が整備され」たそうである（防衛省、2016）。米軍の訓練のために硫黄島の滑走路が利用されており、その滑走路の敷設された地点はまだ遺骨収集活動が本格的に行われておらず、地中には多くの遺骨が埋まっているということが推察される。日本国のために「敢闘の誓」を守り、対米消耗戦を戦って死亡した日本兵らの遺骨の上にアスファルトが敷かれ、日本政府により許可された米軍機が今日もなお発着している。これらの事実を鑑みると、小笠原全島一括返還の実態は、事実上の「硫黄島分離返還」であったと言える。

Ⅵ. おわりに：硫黄島戦没者遺骨収集事業の今日的課題

2015年の国会は「安全保障関連法案」で与野党が大きく割れた。しかし、2015年9月11日、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案」（「戦没者遺骨収集推進法案」）が衆議院において全会一致で可決された（参議院、2015）。参議院では「継続審査」となったものの、次期国会で成立すると考えられる。法案が成立すれば、「国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する」こととなる（衆議院、2015）。この法案の成立による硫黄島における遺骨収集事業の進展を期待する好意的な報道もあった（栗原、2015）。しかし、果たして楽観視できるものであろうか。

硫黄島における遺骨収集が、今日に至るまで海外島嶼地域の遺骨収集と同程度の進捗しか見せていない理由の一つは（厚生労働省「中部太平洋における遺骨収容実施状況」2016）、米軍による硫黄島の軍事利用が継続しているためであると考えられる。島内の設備が日米同盟に基づいて提供され、なおかつ軍事利用されている限り、今後も遺骨収集事業が目覚ましい速度で進められることはないであろう。日本政府は、米軍により滑走路が使われていること、地理的な事情から生活に不便であること、そして未だに不発弾や収容されていない遺骨のあることなどを理由に、硫黄島への立ち入りを禁じている（エルドリッジ、2003）。遺骨の残っていることが立入禁止の理由の一つに挙げられていることには違和感を禁じ得ない。なぜならば、立ち入りの制限こそが、まさに遺骨収集の進展を遅らせる要因であるからである。

硫黄島における遺骨収集ボランティアの間口が狭い一方で、北関東防衛局は、「硫黄島における米空母艦載機着陸訓練が円滑に行われるよう、職員を硫黄島に派遣し、機材の使用及び支援物資の輸送に関する連絡調整、訓練施設の維持管理、給食などの役務の調達・提供等の支援を行って」おり、「今後も、厚木飛行場周辺地域における航空機騒音を軽減するため、硫黄島における米空母艦載機着陸訓練を支援して参ります」としている（防衛省、2016）。さらに、旧島民の帰島が原則として禁じられる一方で、米国の硫黄島協会のホームページによると、毎年3月に硫黄島を訪問するツアーが開催されており、そのツアーには米国籍であれば事実上誰でも参加することが可能である（Iwo Jima Association of America, 2015）。遺骨収集を加速化するためには、こうした日本政府の二重基準は、早急に正される必要があるはずである。

しかしながら、「戦没者遺骨収集推進法案」には、「国は、本邦以外の地域における戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集及び戦没者の遺骨収集の円滑な実施を図るため、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力を得るよう努めなければならない」とある（衆議院、2015）。硫黄島は「本邦以外」ではないため、硫黄島の遺骨収集をめぐり米国政

府と協議を行う法的義務も、理解と協力を得るように努める法的義務も日本政府にはないと解釈できないであろうか。そうであるならば、日米同盟に基づく硫黄島の軍事利用を阻害することのない法の「抜け穴」があると言えよう。意図してそのような法文となったか定かではないが、硫黄島の遺骨収集を加速化することが本法案の目的の一つであるならば、改定を要するであろう。

「硫黄島の戦い」が終結してから70年以上が経過した。細々と続けられる硫黄島における遺骨収集に参加している遺族は、いまや戦没者の子どもたちが中心である。言うまでもなく、いずれも70歳を超える高齢者である。今後、硫黄島戦没者遺骨収集事業への門戸が献身性にあふれる若者たちに今以上に開放されなければ、この事業は持続性を失うであろう。さらに、遺骨は収容されて終わりではなく、遺族に引き渡されるべきであることは言うまでもない。しかし、そのためにはDNA鑑定が不可欠である。ただし、個人情報の保護やプライバシーへの配慮という観点から、遺族のDNAを集めることは困難であろう。また、遺族がDNA情報を提供したくとも、どのような手続きを経ればよいのか十分周知されておらず、費用負担面など不明な点が多い。「戦没者遺骨収集推進法案」は、戦没者遺族への遺骨引き渡しへの推進に関する施策も講じるとしているものの、身元の照合にどこまで取り組めるか不透明である（衆議院、2015）。遺骨の引渡しに関する取り組みを加速化することも、今後の課題であると言えよう。

遺族が存命であるうちに、親族の遺骨を故郷に埋葬する日が来るであろうか。遺骨収集事業が完結するまで、戦没者にとっても遺族にとっても「硫黄島の戦い」が終わることはなかろう。米国では、未だ硫黄島（いおうとう）がIwo Jimaと呼称されている。Iwo Jimaとは米国海兵隊の「栄誉ある犠牲」と「歴史的勝利」によりもたらされた戦利品としての硫黄島を、文字を以って象徴していると言える。米国が占領期の既得権を保持している間は、硫黄島は、いまなおIwo Jimaなのだ。

表2において示されているように、近年、硫黄島における遺骨の収容数が減少傾向にあり、2016年2月末現在に至っては、23柱にとどまっている。2015年度は他の地域においても遺骨収容数が大きく減少することが見込まれ、先行きが懸念される。なお本稿は、遺族や遺骨収集に協力してきた民間団体、また厚労省職員ら関係者各位による遺骨収集に対する尽力を否定するものではない。遺骨収集事業をこれまで以上に加速させられるような環境整備が一刻も早く進められることを切に願う。さもなくば、冒頭に引用した演説が虚しさを帯びるばかりである。

表 2 近隣地域等における過去 5 年間の収容遺骨数 (平成 28 年 2 月末現在)

国・地域名	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
硫黄島	344	266	166	42	23
沖縄	159	103	262	194	12
千島・樺太・アリューシャン	0	2	8	11	31
中部太平洋	588	219	45	62	51
中国東北部 (ノモンハンを含む)	129	4	5	0	0
合計	1,220	594	486	309	117

※表 2 は、厚生労働省「近年の収容遺骨数 (平成 28 年 2 月末現在)」『戦没者慰霊事業の実施』
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12100000-Shakaiengokyoku-Engo/0000106603.pdf>
 (2016 年 4 月 3 日確認) を基に、筆者が作成したものである。

※単位は柱である。

表 3 時系列で見る硫黄島の軍事利用と遺骨収集 (1940 ~ 1950 年代)

	米国	小笠原群島・火山列島等	日本
1946 年～	戦略空軍が発足。	欧米系島民のみ父島へ帰島。	
1950 年～	朝鮮戦争が争勃。	極東空軍兵站部門を設置し補給基地化。	
1952 年 1-3 月			政府職員等が遺骨の実情を調査。
1952 年 3 月			1 日のみ遺骨収集。以後、実施されず。
1953 年～	「大量報復戦略」を採用。		
1953 年 9 月	原子力潜水艦が就役。		
1954 年 3 月		第 7 艦隊が母島と硫黄島で対ソ戦を想定した大規模な訓練を実施。	
1955 年 1 月	NSC5501 を承認。		
1955 年 5 月		硫黄島に核シェルターを建設。	
1955 年 11 月	軍部の小笠原核基地化要求をダレスが許可。		
1956 年 2 月		大規模な訓練を聳島と硫黄島で実施。模擬核爆弾を投下。 硫黄島に核兵器を配置。	
1959 年 12 月	ポラリス・ミサイル搭載艦船が就役。		

※NSC5501 は、全面核戦争を防ぐことができないという「大量報復戦略」の欠点を見直し、「限定核戦争」という核戦争の局地化を定めたものである。詳しくは、真崎翔 (2014a) 「米国の核戦略に組み込まれた小笠原諸島」『同志社アメリカ研究』50: 57-58 を参照せよ。

表 4 時系列で見る硫黄島の軍事利用と遺骨収集（1960 年代以降）

	米国	小笠原群島・火山列島等	日本
1961 年～	「柔軟反応戦略」を採用。		
1963 年 4 月	地中海でポラリス就役。イタリアとトルコからジュピター・ミサイルを撤去。		
1966 年 6 月		硫黄島から全ての核兵器を撤去。	
1966 年 7 月	ポラリスをグアムに配備。		
1967 年 11 月	緊急時の小笠原への核貯蔵を条件に返還合意。		
1967 年 12 月			非核三原則言明。
1968 年 3 月	ミサイル試射施設を硫黄島に配置することについて、海上自衛隊国嶋清矩一佐と在日米国大使館防衛駐在官ローレンス・カーツ海軍大佐らの間で話し合われる。非核三原則を事実上反故にする「密約」を日米間で作成。		
1968 年 4 月	軍部がロラン C 基地へ核を貯蔵しておくことを企図。	小笠原返還協定とともに小笠原核「密約」成立か。	
1968 年～	一般の米国人でも米国硫黄島協会の開催するツアーを通じて上陸可能。	ロラン C 基地の継続使用を認める（冷戦終結後に海上保安庁へ移譲され、後に廃止）。	遺骨収集を再開。原則として一般人の上陸禁止。
		米空母による夜間離着陸訓練の実施。	

謝辞

筆者は、2014 年 2 月に硫黄島において遺骨収集に従事した。その経験を踏まえ、所属する名古屋アメリカ研究会において「硫黄島戦没者遺骨収集事業の変遷にみる日米関係」と題した報告を行った。本稿は、その報告内容をまとめ、かつ加筆および修正したものである。筆者を長年にわたり叱咤激励して下さる会員各位にこの場を借りて厚くお礼申し上げる。また、若手研究者の私に院生時代から研究を発表する機会を与えて下さる首都大学東京小笠原研究委員会の可知直毅教授には感謝の念に堪えない。さらに、米国における史料収集活動において筆者を物心両面で支えてくれた親愛なる Hongfei Jia 氏に心からの謝意を記したい。

最後に、筆者は戦没者遺族 4 世である。海軍上等水兵として徴兵された曾祖父である尾関春一は、「硫黄島の戦い」が終わり、沖縄戦が激しさを増す 1945 年 4 月 24 日にフィリピンのルソン島クラーク地区において、4 人の子どもを残して 38 歳で戦死したらしい。そう墓石に刻まれている。その墓石に遺骨はないと聞いている。千鳥ヶ淵戦没者墓苑か、フィリピンのどこかか。命を繋いでくれた曾祖父春一と、戦争未亡人として祖母を育て上げ、残念ながら夫の遺骨を迎えることなく他界した曾祖母うきゑに感謝したい。

文 献

秋草鶴次 (2006) 『17 歳の硫黄島』 文藝春秋、67、214.

“A Report to the National Security Council by the Executive Secretary on Basic National Security Policy, October 30, 1953, Washington.” Document of the National Security Council 1947-1977, Reel 3.

「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件（昭和 27 年 10 月 23 日閣議了解事項）」厚生省社会援護局援護 50 年史編集委員会 (1997) 『援護 50 年史』ぎょうせい、512 に収録.

“Bonins Land Retention, April 24, 1968.” Records of the Military Government/ Civil affairs Branch of the Office of the Chief of Naval Operations, 1899-1976, Series VIII, Records Regarding the Bonin-Volcano Islands, Boxes 101, Operational Archives, Navy Historical Center.

防衛省「硫黄島における米空母艦載機着陸訓練」『北関東防衛局』<http://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/event-katsudo/FCLP.html> (2016 年 2 月 22 日確認).

ブラッドリー、ジェイムズ・パワーズ、ロン／島田三蔵訳 (2002) 『硫黄島の星条旗』 文藝春秋、227-228、406.

Burrell, Robert S. (2006) *The Ghosts of Iwo Jima*. Texas A&M University Press. 83-84.

“Crisis in Asia: An Examination of U.S. Policy.” Department of State (1950) *The Department of State Bulletin* 22, 551, U.S. Government Printing Office, 115-116.

『第 57 回国会衆議院予算委員会議録第 2 号』 (1967 年 12 月 11 日) 18、19.

エルドリッチ、ロバート D. (2008) 『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』 南方新社、70、109-112、370-374、466.

外務省「米国連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣演説」『アメリカ合衆国』http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/nal/us/page4_001149.html (2015 年 6 月 6 日確認).

石原 俊 (2011) 小笠原－硫黄島から日本を眺める：移動民から臣民、そして難民へ. 立命館言語文化研究 23 (2) : 32.

Iwo Jima Association of America. <http://www.iwojimaassociation.org/> (2015 年 12 月 16 日確認).

“Japan Defense Agency Plans for the Bonins, March 14, 1968.” Folder: POL 19 BONIN IS. Box 1898. RG 59, National Archives.

ジョンソン、U. アレクシス／増田弘訳 (1989) 『ジョンソン米大使の日本回想：2・26 事件

- から沖縄返還・ニクソンショックまで』草思社、163-164.
- 梯久美子 (2005) 『散るぞ悲しき：硫黄島総指揮官・栗林忠道』新潮社、43、47、64-65.
- 国土交通省 (2014) 「島面積」『平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調』<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO/201410/shima.pdf> (2016 年 2 月 19 日確認).
- 厚生労働省「地域別戦没者遺骨収容概見図 (平成 28 年 2 月末現在)」『戦没者慰霊事業の実施』http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/index.html (2016 年 4 月 3 日確認).
- 厚生労働省「中部太平洋における遺骨収容実施状況 (平成 28 年 2 月末現在)」『戦没者慰霊事業の実施』http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/dl/11.pdf (2016 年 4 月 3 日確認).
- 厚生労働省「中国本土における遺骨収容実施状況 (平成 28 年 2 月末現在)」『戦没者慰霊事業の実施』http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/dl/18.pdf (2016 年 4 月 3 日確認).
- 厚生労働省「中国東北地方 (ノモンハンを含む) における遺骨収容実施状況 (平成 28 年 2 月末現在)」『戦没者慰霊事業の実施』http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/dl/03.pdf (2016 年 4 月 3 日確認).
- 厚生労働省「近年の収容遺骨数 (平成 28 年 2 月末現在)」『戦没者慰霊事業の実施』<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12100000-Shakaiengokyoku-Engo/0000106603.pdf> (2016 年 4 月 3 日確認).
- 厚生労働省「国内における遺骨収容実施状況 (平成 28 年 2 月末現在)」『戦没者慰霊事業の実施』http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/dl/05.pdf (2016 年 4 月 3 日確認).
- 厚生労働省「台湾、北朝鮮、韓国における遺骨収容実施状況 (平成 28 年 2 月末現在)」『戦没者慰霊事業の実施』http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/dl/05.pdf (2016 年 4 月 3 日確認).
- 厚生省社会援護局援護 50 年史編集委員会 (1997) 『援護 50 年史』ぎょうせい、118、132、135-136、239-240.
- 栗原俊雄 (2015) 記者の目：戦没者遺骨収集推進法案 (2015 年 10 月 15 日). 『毎日新聞縮刷版 2015. 10 月・No. 790』毎日新聞社、534.
- 真崎 翔 (2014a) 米国の核戦略に組み込まれた小笠原諸島. 同志社アメリカ研究 50 : 52、64.

真崎 翔 (2014b) 小笠原諸島の占領と返還をめぐる国務省と軍部の対立の構図. 小笠原研究 40 : 29-30.

“Navy ‘A-Bombs’ Isle on Way to Iwo.” *Pacific Stars and Stripes*. February 15, 1956.

Norris, Robert S., William M. Arkin, and William Burr (2000) “Where They Were: How Much Did Japan Know?” *The Bulletin of the Atomic Scientists* January/February: 11.

小笠原村「硫黄島の基地」『概要：硫黄島』http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/ioutou_development/ (2016年2月22日確認).

“Once Hid Japanese Troops: Iwo Caves to be AF A-Shelters.” *Pacific Stars and Stripes*. May 29, 1955.

“Porkchop: Iwo is Important Link in FEALF Life Line.” *Pacific Stars and Stripes*, September 3, 1952.

参議院「第189回国会(常会)(平成27年9月25日現在)」『議案情報』<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/189/meisai/m18905189040.htm> (2016年2月19日確認).

潮見俊隆・山田 昭・林茂夫編(1969)『安保黒書』労働旬報社、281-282.

衆議院(2015)「戦没者の遺骨収集に関する法律案(第189回衆第40号)」『議案本文情報一覧』http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18901040.htm (2016年2月19日確認).

“3rd Marines Stage Iwo Assault in Decade’s 2nd Invasion of Island.” *Pacific Stars and Stripes*. March 21, 1954.

U.S. Far East Command. “Standing Operating Procedure No. 1, November 1, 1956.” Headquarters, Far East Command. <http://oldsite.nautilus.org/archives/library/security/foia/Japan/FEC56.PDF> (Accessed on December 16, 2015).

山田 浩(1979)『核抑止戦略の歴史と理論』法律文化社、35.

山口遼子(2005)『小笠原クロニクル：国境の揺れた島』中央公論新社、170-172.

“Yanks, Ships Massing for ‘Assault’ on Iwo.” *Pacific Stars and Stripes*. February 10, 1956.